

# 国民健康保険税の税額・税率が変わります

～被保険者のみなさんのご理解をお願いします～

## 1. 国民健康保険税改定内容

国民健康保険税（以下、「国保税」という。）は、医療給付のための「医療分」、後期高齢者を支える「後期高齢者医療支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の合算額です。

改定内容は次のとおりです。

賦課方式		平成30年度	本年度	比較
所得割 (被保険者の前年中の総所得金額 - 33万円) × 税率	医療分	7.86%	8.10%	0.24%
	後期高齢者支援金分	2.55%	2.94%	0.39%
	介護納付金分	2.40%	2.60%	0.20%
	合計	12.81%	13.64%	0.83%
均等割 (被保険者1人当たり)	医療分	24,750円	28,500円	3,750円
	後期高齢者支援金分	8,110円	9,930円	1,820円
	介護納付金分	10,160円	11,400円	1,240円
	合計	43,020円	49,830円	6,810円
平等割 (1世帯当たり)	医療分	17,280円	19,200円	1,920円
	後期高齢者支援金分	5,660円	6,950円	1,290円
	介護納付金分	5,170円	6,650円	1,480円
	合計	28,110円	32,800円	4,690円

## 2. 国保税の軽減について

### (1) 7割・5割・2割軽減（申請不要※）

所得が一定金額以下の場合には国保税が軽減されます。軽減額は次の表のとおりです。

※原則、申請は不要ですが、所得状況等が不明な場合は適用されません。所得がない場合でも、確定申告または市・県民税申告が必要となります。

(単位：円)

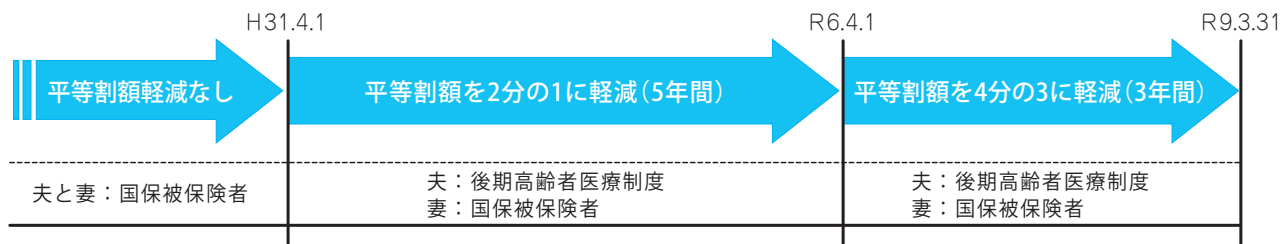
軽減	区分	軽減前	軽減後	軽減額	
7割軽減 (世帯総所得額 33万円以下)	均等割	医療分	28,500	8,550	19,950
		後期高齢者支援金分	9,930	2,979	6,951
		介護納付金分	11,400	3,420	7,980
		合計	49,830	14,949	34,881
	平等割	医療分	19,200	5,760	13,440
		後期高齢者支援金分	6,950	2,085	4,865
		介護納付金分	6,650	1,995	4,655
		合計	32,800	9,840	22,960
5割軽減 (世帯総所得額 33万円+28万円 ×被保険者数等)	均等割	医療分	28,500	14,250	14,250
		後期高齢者支援金分	9,930	4,965	4,965
		介護納付金分	11,400	5,700	5,700
		合計	49,830	24,915	24,915
	平等割	医療分	19,200	9,600	9,600
		後期高齢者支援金分	6,950	3,475	3,475
		介護納付金分	6,650	3,325	3,325
		合計	32,800	16,400	16,400
2割軽減 (世帯総所得額 33万円+51万円 ×被保険者数等)	均等割	医療分	28,500	22,800	5,700
		後期高齢者支援金分	9,930	7,944	1,986
		介護納付金分	11,400	9,120	2,280
		合計	49,830	39,864	9,966
	平等割	医療分	19,200	15,360	3,840
		後期高齢者支援金分	6,950	5,560	1,390
		介護納付金分	6,650	5,320	1,330
		合計	32,800	26,240	6,560

## (2) 特定世帯・特定継続世帯軽減（申請不要）

これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の他の国保被保険者が1人だけとなる世帯については、平等割額が5年間2分の1（特定世帯）、その後3年間は4分の3（特定継続世帯）に軽減されます。

例) 平成31年3月末まで夫と妻が国保被保険者

平成31年4月1日から夫が後期高齢者医療制度へ移行



## (3) 雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者軽減（申請必要）

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、次の要件を全て満たす場合、申請により国保税が軽減されます。

適用要件	①離職日に65歳未満であること。 ②雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、その離職理由コード番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」であること。 ※特例受給資格者(短期雇用者の離職に対する一時金の給付対象者)と高齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給付対象者)は対象外です。
軽減内容	前年の給与所得を100分の30とみなして国保税の所得割額を算定します。
軽減期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで ※適用後、就職により社会保険に加入し、当初の軽減期間内に再離職し国保に再加入した場合でも、新たな雇用保険の受給資格が生じない限り軽減の対象になります。 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

## (4) 被扶養者減免（申請必要）

75歳に到達する方が会社などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が国保の被保険者となった場合、申請により減免措置が受けられます。

対象者	次の項目全てに該当する方 ①国保の資格を取得した時点で、65歳以上であること。 ②国保の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であること。 ③国保の資格を取得した日の前日に、扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療制度に加入していること。
減免内容	①旧被扶養者に係る所得割額は賦課しません。 ※世帯の軽減判定には、旧被扶養者に係る所得についても対象とします。 ②旧被扶養者に係る均等割額が2年間半額となります。 ※7割・5割軽減に該当する場合を除く。 ※旧被扶養者のみで構成される世帯については、平等割額が半額となります。

## (5) 条例減免（申請必要※）

災害等によって資産（住宅、家財等）が重大な損害を受けた時や、失業・疾病などにより所得が著しく減少した場合、その他特別な事情により納税が困難な時には、国保税が減免になる場合がありますのでお早めにご相談ください。 ※減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要となります。

## 3. おわりに

国保税の改定内容等について、4月号から連載（4月号：国保の状況と改定内容等、5月号：モデル世帯による国保税額等）でお知らせしてきました。医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、1人当たりの医療費は増加していますが、低所得者の割合が高く被保険者数の減少等の影響もあって国保税収入は減少しており、厳しい財政状況が続いています。引き続き、健康づくりによる疾病予防や医療費適正化、国保税収納の確保など健全な事業運営に努めてまいります。被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、国保税率改定について、ご理解とご協力をお願いします。

## 国民健康保険税決定通知書等の送付について

国民健康保険税の「決定通知書」および「納付書（第1期から第10期分）」を6月中旬に各世帯主宛に発送します。

なお、口座振替・年金特別徴収（年金天引き）にて国保税を納付される世帯については「決定通知書」のみ送付となります。振替口座および特別徴収対象の年金種別については「決定通知書」内に記載していますのでご確認ください。

### 【納期限】

期別	納期限	期別	納期限
第1期	令和元年 7月 1日	第6期	令和元年12月 2日
第2期	令和元年 7月31日	第7期	令和2年 1月 6日
第3期	令和元年 9月 2日	第8期	令和2年 1月31日
第4期	令和元年 9月30日	第9期	令和2年 3月 2日
第5期	令和元年10月31日	第10期	令和2年 3月31日

※各期の納期限は原則として月末ですが、休日の場合は翌営業日が納期限となります。

### 【平成30年度からの変更点】

#### 《国保税の税率・税額の改定》

本年度より税率・税額が変更となります。

#### 《均等割額・平等割額軽減対象範囲の拡大》

中低所得者の負担の軽減を図るため、国保税（均等割額・平等割額）の5割、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられます。

軽減	(本年度) 軽減判定所得	(平成30年度) 軽減判定所得
7割	33万円以下（改正なし）	33万円以下
5割	33万円 + 28万円 × 被保険者等の人数	33万円 + 27.5万円 × 被保険者等の人数
2割	33万円 + 51万円 × 被保険者等の人数	33万円 + 50万円 × 被保険者等の人数

#### 《被扶養者に係る均等割額・平等割額の一部減免の対象期間の変更》

75歳に到達する方が会社などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が国保に加入される場合の国保税の減免について、制度の見直しにより、これまで「当面の間」とされていた減免期間について、国保の被保険者資格取得日の属する月以後2年間を経過する月までの間に限り減免措置を行う期間制限が設けられました。（均等割額・平等割額に限る）

今回の見直しは、既に加中中の旧被扶養者にも適用されるため、平成29年4月以前に国保に加入した旧被扶養者の均等割額・平等割額に係る減免は、平成30年度分の国保税をもって終了し、平成29年5月以後に減免対象となった世帯についても、2年を経過した時点で減免が終了します。

なお、所得割額については当面の間、旧被扶養者に係る減免の実施を継続します。

#### 《被扶養者に係る均等割額・平等割額の減免期間》

		平成29年4月以前	平成29年5月以降	平成31年4月以降
減免期間見直し前（廃止）		資格取得日の属する月から資格喪失まで		
減免期間見直し後	平成29年4月以前に取得した方	資格取得日の属する月から平成31年3月末まで		
	平成29年5月以後に取得した方	資格取得日の属する月から2年間		

国保（財政・医療費の状況、税率、その他）について、知りたいことなどありませんか。説明会等のご要望などお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市保険課 ☎ 31-0212 ☎ FAX 24-0180